

1(木)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半) ●人権相談(市民会館10時~15時)
2(金)	●血圧相談(小倉公民館9時半~11時)
3(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
4(日)	
5(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館13時~15時) ●幼児相談(保健医療センター13時半~14時半)
6(火)	
7(水)	
8(木)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半)
9(金)	●血圧相談(木幡公民館9時半~11時)
10(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
11(日)	
12(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館13時~15時) ●乳児相談(保健医療センター9時半~11時)
13(火)	●年金相談(総合福祉会館10時~正午)
14(水)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半) ●移動消費生活相談(明星集会所10時~15時)
15(木)	
16(金)	●行政相談(市役所市民相談室10時~16時) ●高齢者無料職業相談(総合福祉会館10時~15時) ●血圧相談(広野公民館9時半~11時)

相談ごあんない
まちづくりのことや、日常生活上の悩みにお答えします。
市民相談…日曜・祝日を除く毎日市民相談室で、市政に限らず日頃の生活上の悩みごとにお答えしています。また、月1回市内各所で移動市民相談を実施。☎4029市民相談室。
消費生活相談…商品のクレームなど、専門相談員が衣食住全般の苦情処理と相談に応じます。毎月第2水曜日の10時~15時は市内各所で移動消費生活相談を実施。また、毎月第4水曜日の10時~15時は市役所商工観光課で実施。その他、消費生活相談は日曜・祝日を除く毎日、商工観光課で受付。お問い合わせは、☎3141商工観光課へ。

交通事故巡回相談所
とき 9月7日(水):21日(水) 午前9時~午後4時
ところ 宇治市宇治若森 京都府宇治地方振興局
内容 ●交通事故の法律問題 ●示談のしかた ●賠償額の算定 ●訴訟、調停のしかた ●自賠責保険などの利用、請求のしかた。
お問い合わせ 宇治地方振興局 ☎2970

相談 カレンダー
9月分
敬老の日9月15日

このほか、市政相談(一般生活相談は市役所市民相談室で、消費生活相談は商工観光課で、教育相談は教育委員会、日曜日を除く毎日受付、家庭児童相談は月1金曜日の10時~16時に総合福祉会館二階の家庭児童相談室(☎8698)で、高齢者職業相談は毎週火・金曜日の9時~16時に総合福祉会館二階の老人福祉センター(☎5652)で職業紹介(無料)を行います。

17(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
18(日)	
19(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館13時~15時) ●乳児相談(木幡公民館9時半~11時)
20(火)	
21(水)	●精神薄弱者相談(総合福祉会館13時~16時)
22(木)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半)
23(金)	
24(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
25(日)	
26(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館13時~15時)
27(火)	
28(水)	●消費生活相談(商工観光課10時~15時) ●移動市民相談(蓮池中集会所13時半~16時)
29(木)	
30(金)	●青少年相談(市民会館13時~16時)
10月1(土)	
2(日)	

社会福祉協議会の相談(●印)
1人で悩まず、お気軽にご相談ください。総合福祉会館(市役所から南へ200m)で相談を受けています。(社会福祉協議会=総合福祉会館内☎5650)
●心配ごと相談(民生児童委員) 必ず相談全般。毎週月曜日、総合福祉会館で。
●法律相談(弁護士) 法律問題全般。総合福祉会館で。
●結婚相談(専任相談員) 登録・紹介。
●高齢者無料職業相談(京都府社協・相談所員) 高齢者の求人・求職など。
●年金相談(社会保険労務士) 年金全般。

もえないゴミ収集日程表

市役所清掃事務所 TEL ☎3141番

9/1	17	宇治(里尻、小桜、宇文字、沓巻、妙峯、蓮華、塔川、善法、東山、下居、琵琶、野神、武香、池森、米阪、矢落、若森、国鉄以南の天神)
2	19	白折居台(全域) 小倉町(奥畑) 南陵町(全域) 羽拍子町(国道筋を除く全域) 神明(全域) 宇治(純塚、大谷、野神一部) 琵琶台(全域) 広野町(小根屋一部)
3	20	開野町(国道筋を除く全域) 広野町(小根屋、大開、尖山、宮谷、中島、丸山) 西大久保府営住宅(1~20棟)
5	21	広野町(桐生谷、一里山、東裏、寺山、国道筋を除く西裏・茶屋裏) 大久保町(北ノ山、山ノ内、南ノ口、大竹、上ノ山、久保) 西大久保府営住宅(21~32棟)
6	22	安田町(全域) 伊勢田町(名木、浮面、蔭山、中ノ田、中ノ荒、新中ノ荒、ウトロ、南山)
7	23	開野町(国道筋) 広野町(成田、新成田、国道筋の西裏・茶屋裏、派出所から近鉄踏切までの国道筋) 大久保町(田原、日輪、平盛、井ノ尻、南ノ口一部) 宇治(半白) 小倉町(新田島を除く近鉄以西の全域、西山) 羽拍子町(国道筋) 伊勢田町(北山、大谷、若林、井尻、中山、毛語) 小倉町(南浦、山際、京銀前から南京信前までの市道筋以南の西浦)
8	26	伊勢田町(遊田、砂田) 西大久保府営住宅(33~43棟)
9	27	小倉町(蓮池、堀池、南堀池、京銀前から南京信前までの市道筋以北の西浦) 伊勢田町(南遊田)
12	28	横島町(全域) 小倉町(近鉄以東の新田島) 小宇治(戸ノ内、蔭山、国鉄以北の御園・天神)
13	29	木幡(平尾、須留、御蔵山、畑山田、御園、陣ノ内、赤塚、花畑、金草原、北島、松尾、北山畑、国鉄以東の正中・東中)
14	30	六地藏(全域) 木幡(河原、北島、西中、内畑、大瀬戸、西浦、中村、南山畑、南山、南端、国鉄以西の正中・東中) 五ヶ庄(広岡谷、国鉄以東の芝ノ東)
15	10/1	木幡(熊小路) 五ヶ庄(雲雀島、谷前、西田、吉川、北ノ庄、西川内、堀ノ東、寺井道、野添、大林、梅林、西浦、新開、平野、折坂、福角、一・二・三番町、国鉄以西の芝ノ東)
16	10/3	五ヶ庄(大八木島、上村、岡本、日皆田、一里塚、戸ノ内、大久保舎) 菟道(全域) 星川(全域) 宇治(山本、乙方、東内、又振、山田)

尿収集日程表

城南衛生管理組合 八幡市八幡沢 TEL 075-631-5171番

六地藏・木幡・五ヶ庄・寛道・炭山・笠取地域	
1	22 福角(国鉄以西)、日皆田、岡本、上村、大八木島
2	24 車田一部、平野、一里塚、戸ノ内(横島飛地)
3	26 車田、丸山、出口(国鉄以西)、森本(国鉄以西)、谷下(国鉄以西)
5	27 福角(国鉄以東)、折坂(国鉄以東)、平野、一番割、二番割、三番割一部
6	28 西浦(国鉄以東)、三番割、芝ノ原(府道西側)、南端(国鉄以東)
6	30 笠取
7	29 芝ノ東(府道以東)、広岡谷、南山(A)、中村(さつき丘)
8	30 南山(B)、金草原
9	10/1 南山畑、北山畑、大瀬戸(国鉄以東)、中村(国鉄以東)、東中(国鉄以東)、北島一部
10	10/3 北島、松尾、平尾、須留
12	10/4 花畑、赤塚、陣之内(国鉄以東)、御園、御蔵山、畑山田、北御園、正中(国鉄以東)、町並一部
13	北御蔵山(平尾)、中御蔵山、町並、奈良町、畑町、炭山全域
14	正中(国鉄以西)、西中一部、東中(国鉄以西)、陣之内(国鉄以西)、河原、徳永、柿ノ木町、一丁目、礼ノ辻町、榊町
16	内畑、西中、中村(国鉄以西)、大瀬戸(国鉄以西)、堀ノ東、西浦、熊小路、南端(国鉄以西)
17	大林、梅林、芝ノ東(国鉄以西)、西浦一部
20	寺井道、吉川、西田、北ノ庄、野添、谷前、西浦一部、梅林官有地、大林一部
21	西浦一部、新開、平野府営住宅、折坂一部
白川・志津川・寛道・宇治・神明・広野町・開町・大久保町地域	
6	28 田原、井ノ原、日輪、平盛、南ノ口
7	29 北ノ山、山ノ内、上ノ山、大竹、茶屋裏、久保、南ノ口一部、西裏、寺山(国鉄以西)、寺山(聖光園団地)
8	30 寺山、大開一部、宮谷、尖山一部、丸山、一里山(府道以南、市道以東)、中島、石塚(心善寺通以西)
9	10/1 東裏、一里山、桐生谷、開町、石塚(心善寺通以東)、宮北一部
10	10/3 小根屋、大開一部、尖山一部、宮東、宮西、宮北
12	10/4 野神、大谷、武番(府道以南)、大谷山(梅見町)、琵琶、若森(国鉄以南)、矢落(国鉄以南)、沓巻一部(宇治橋通り以北、宇治警察西側通以西)
13	下居、善法、沓巻、妙峯、宇文字、里尻(国鉄以南)、塔川
14	蓮華、乙方、東内、又振、山田、紅倉、白川、金井戸、山本、荒瀬、田中、大垣内、妙見、志津川(国鉄以東)、段ノ上、藪里、東西集上り、東中、西中、河原、門前、只川、中筋、池山、谷下(国鉄以東)、出口(国鉄以東)
小倉町・伊勢田町・横島町・宇治・羽拍子町地域	
1	22 寺内、西浦
2	24 南堀池(本通り以北)、南堀池(本通り以南)
3	26 南堀池(大和、田中)、堀池
5	27 南遊田、遊田、砂田、南山、ウトロ、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町全域
6	28 中山(近鉄以東)、大谷、西畑、中畑、春日森、一ノ坪、島前、大町、大川原、中川原(大川原線以西)、石橋(大川原線以西)
7	29 中山(近鉄以西)、毛語、若林
8	30 羽拍子町
9	10/1 純塚、武番(府道以北)、池森、米阪
10	10/3 北山A・B・C・D団地、中央台、西山(国道以西)、神楽田(山中含む)
12	10/4 戸ノ内、矢落(国鉄以北)、若森(国鉄以北)、里尻(国鉄以北)、小桜
13	東目川、西目川、南落合(0~3の通りまで)
14	南落合(4の通り以降~13の通りまで)
16	南浦(100~110、84~98、30~33)、大京団地、山際一部
17	南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)
19	山際、半白、鷹崎(大川原線以北)、大幡、北内、門口、幡貫、都、石橋(大川原線以東)
20	老ノ木、久保、西山(国道以東)、蓮池
21	東山、天王、寺内一部、蔭山、吹前、中川原(大川原線以東)、十一(大川原線以東、国道以東)、十六(国道以東)、十八(国道以東)

すみよい環境をつくりましょう(宇治市民憲章から)

ゴミ減量にご協力ください
燃えるゴミの中にガラスや空き缶を入れないでください。
新聞や雑誌類はゴミとして出さずに、町内会などでまとめて古紙回収へ。(清掃課)

し尿収集の届出を!!
家族や同居人に増減があったり転出転居、浄化槽設置などでし尿収集届出に異動があったときは、市役所清掃課へ届出てください。(城南衛生管理組合)